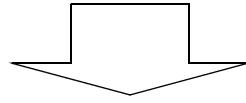


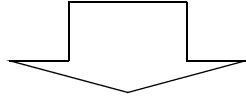
## ○個人情報の開示請求手続の流れ

個人情報開示請求書を個人情報窓口担当課（総務部行政課又は松井田支所総務管理課）に提出します（個人情報開示請求書を提出をしていただく際、請求をしようとしている個人情報の本人であるかどうかの確認をさせていただきます。）。

※病気又は障害その他のやむを得ない理由により窓口で請求を行うことができないと認められる場合は、郵送による請求が認められます。



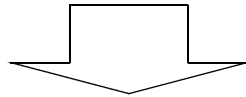
個人情報窓口担当課で受け付けた請求書を個人情報を取り扱う事務を所管する実施機関に送付して、請求内容に合致した個人情報の特定作業を行います。



個人情報を取り扱う事務を所管する実施機関は、請求内容に対する決定処分（全部開示・部分開示・不開示（個人情報が存在しない場合を含みます。））を行います。

※請求の内容によっては、市が個人情報を保有しているかどうかについても回答できない場合があります。

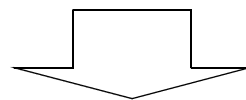
※決定処分は、原則として請求を受けた日から起算して15日以内に行います（請求の対象となる個人情報が多量な場合等は、決定期間を延長させていただく場合があります。）。



請求に対する決定処分がされた後に請求内容に合致した個人情報の閲覧、写しの交付又は視聴について、対応いたします（開示に当たって請求に係る個人情報の本人であることの確認をさせていただきます。）。

※病気又は障害その他のやむを得ない理由によって郵送により請求をした場合は、請求内容に合致した個人情報の写しを郵送により送付いたします。

※閲覧及び視聴については無料ですが、写しの交付については写し作成に要した実費を負担していただきます（郵送を希望された場合は、郵送料も負担していただきます。）。



実施機関が行った決定処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長（実施機関が市長部局以外の場合は、その機関の長）に対して審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、安中市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※手続の詳細については、処分に対して不服がある場合のページを御覧ください。

